

海外資料

# ドーバー海峡横断トンネル（2）

## —構想、財政、建設、経営に関するコンセッション—

A fixed link through the Dover  
Channel, No.2

Jean Paul Delevoye\*

### 2. 認可、当事者間合意の法的表現

#### 2.1 適用される契約の枠組

1. 条約の原理に基づく所の、国際的四者間契約海峡横断定時連絡路の構想、財政、建造及び、營業についての認可をめぐる協議は、条約への準備と、1985年4月、プロジェクトの評価過程の枠内で規定された、技術的指針との関連で平行的に進められて来た。

この交渉は、急速に進んだ。第一段階として、1985年10月を以って、基本的に国家レベルの計画として展開される事となった。この段階に於いては、綿密に練り上げたフランス側の認可計画を、高速自動車道、モン・ブラン・トンネル及び、フレジュ・トンネルの例を参考しながら、主要プロジェクトの発案者と強調しながら、達成して行く事を可能とするものである。

仏英交渉は、事実上1986年1月23日、France - Mancheの企業連合体の選別を以って、第2段階に入った。この第2段階は、1986年2月12日に調印された条約の内容に則りながら、1986年3月14日の四者間特殊認可の調印を目指すものであろう。四者とは、一方では、フランスの国家を代表

する都市、住宅及び運輸相、イギリスを代表する閣外相と、他方に於いては、France - Manche株式会社と The Channel Tunnel Group Limited である。

その一般法的構成から見れば、この認可はその独特的性格及び、四者間によるという事で、先例と異なった性質のものとなっている。事実、1972～73年の先行の企画に際しては、適用されたシステムは、三者関係の二重システムに属するものであり、2つの異なった契約の上に根拠を置き、一方に於いては、フランス国家、他方に於いてはイギリス国家という2つの権利獲得者を統合するものであった、その上に、三年間に亘る、三つの相続する契約の連鎖が予定されている。同様に、1953年3月14日の、モン・ブラン・トンネル実現の計画を見込んだ仏伊合意は、平行的認可の二重システムを設け、権利獲得会社は、各々の政府に結び付ける事とした。フレジュのトンネルの建設及び營業は、同様に2つの認可契約、イタリヤの契約とフランスの契約との対象となった。これは、1972年2月23日の国際契約の適用である。この二重認可システムの最も不便な点は、2つの平行する権利団体を創設し、各々の認可内容を、各々の国の法及び判断に従わせねばならぬ事である。

1986年3月14日の認可に際して、提示された図

\* フランス国会議員

式の独創性は、認可の適用に関する政府間、権利獲得者間の紛争に於しての固有の規則体系制定についての契約を結んだという事である。この規則体系は、又権利獲得者間の条約及び認可の解釈又は、適用についての（条約第19条、認可第40条）紛争をも扱うものである。しかし、ヨーロッパの会社というステータス、或は権利獲得者に固有の個別立法措置の不在の為、権利獲得者は全体として、各々の国の法律に規定される存在に滞る事になる。この事は、認可の第40条に上げられている以外の系争形態、即ち、権利獲得者と第三者との間の系争についても同様である。

この内容については、権利獲得者及び政府の権利及び義務を規定する認可の大筋の線は、カントールベリーの条約（条約第12条から17条まで）によって、予想されている。プロジェクトの主要な選択、即ち、国の財政保証の不在、商業自由及び、英仏の権利獲得者間の支出・収入の2分割方式、政府との関係に於ける権利獲得者の連帯性等の原則については、議論の余地はない。結局の所、焦点となっている条文は、フランスの公共事業認可法のそれにかなり近い、一般的示唆を与えていて、そういう事を通して、立法的認可措置を必要とする、或る一定の革新がもたらされているのである。

## II. 立法の承認を必要とする個別認可

フランスに於いて、条約が憲法55条の効力の上で法律のそれに優位する権利を有するとしても、それは現在の認可のタイプでの国際的契約については適用されない。結論として言えば、条約から直接由来する、或は条約を介して、国内法の中での法的価値を有する契約の条項を別にしても、認可の規可を承認可能とする為の個別の法案が必要である。このように認可は、実定法の上に根拠付けられ、判断されねばならない。

「二元論的」類型の法制を持ち、条約の国内法への自動的統合を予想していない。イギリスに於いては、条約及び認可は、その規定を反復する。

“Act of Parliament”（議会の制定する法）公布

以前には、効力を得ない。

我々に呈示されている法案は、単純に「必要に応じての」認可の承認を想定しているものである。実際の所、条約に由来する規定を除けば、それが現在の法に適合するものであれ、規則的性質のものであれ、認可の条項に対して、法の効力を与える必要はないのである。つまり「必要に応じて」という表現は、最も一般的かつ柔軟的な公式に対応するものとして採択しており、単に条約に記されておらず、又規則的体系を持たず、尚且、現在の法との関連に於いての、法的革新を設定すべき認可規定を対象とするものである。この公式によれば、特別のケースに適用される資格を有する一般法の立法的規定と、認可のそれとは一致しない条項との間の訴訟問題にまで発展し得る、不測の対立状況を回避する事が可能となる訳である。同じような公式が、1974年に国会に於ける、一方では1973年11月17日に、チェックカーズのイギリス首相別邸で調印された条約の批准を承認しながら、他方では、「必要に応じての」条約に添加されている取り決めも認めて行く為の法案提出に際しても採用されている。

事実としては、この承認によって対象となっている規定はそれ程多くはない。実際、条約中の認可の大筋の線、又公共事業及び土木工事の認可の体制を規定する規則とは、フランスの法律に於いては大部分根底に於いて法規的、法律的なものであり、その他の規定については、認可がもたらす法律的改変というのではなくどない。

実際、認可はフランス法制に於ける公共事業及び土木工事の認可を規定している、幾つかの通常概念を改めて問題化している。例えば、契約違反に対する罰則、工事の修復、下認可、第三者或は利用者に対しての権利獲得者の全面的責任制等の概念、業務の公安と、公共秩序に対するそれとの違いといった問題が再提起されて来る。結局の所、現行の法に対しての現在の認可が提示している主要な法律的改変は、三つの点に集約できそうである。

最初の2つは、公共事業認についての、古典的理

論との相違を示している。即ち、一方に於いて認可は、非予見性理論を排して、権利獲得者が予め、自ら、契約による不慮の事態を予測しておくべきものとし、他方に於いては、認可の買い押しの可能性は有り得ないという事である。

法的改変の主要なる部分は、質権者の権利の保証システムより成っている。権利獲得者の義務不履行の際の、質権者の代替的権利の可能性を含んでいる。このシステムは、事実上、現行のフランス法体系、特に1985年1月25日の企業の再建及び法的整理についての立法に規定されている規則と比較すると、独自のシステムを形成していると言えよう。

他の見地から見れば、認可についての詳細な検討で1987年3月14日の合意によって制定されたシステムも明解になって来るだろう。この合意は、認可の対象、建設、建造物の運用、認可の目的に関わる条項を媒介として、各政府、各権利獲得者の間の契約関係の均衡のシステムを導入し、各々の政府の公共利益が問題となる際、それを保護する為の管理権を保証しながら、権利獲得者の商業上の自由も確保することを可能にしようとするものである。

## 2.2 各政府・権利獲得者間の相互契約の均衡の取れた主義

1986年3月14日に調印された認可は、各々認可の対象、定時的な連絡路の建設、建造物の運用、「共通的規定」、認可の目標、そして係争についての規則、適用される法に関わって来る67の章を持っている。その上に認可は、定時連絡路の一般的性格、イギリスの国土の買収及び提供、保険の義務、質権者に主管される所の物件の代替の活用について扱っている4つの付属文書を含んでいる。

認可の内容を詳細に分析する事により、各規定を政府間交渉の土台となっている二つの軸の許に、再編する事が出来る。配置すべき必要条件として、一方では工事の実行及び管理についての民営的・自治的性格を持つ、法的基盤の整備と、他方に於いては、国が規定する目標の尊重を保証す

るという事がある。

### I. 工事の実行・管理の民営的性格及び経済的均衡についての法的根拠

出来る限り介入する事なく、且つ工事の実行及び管理の民営的・自治的性格を保持しようとする両政府の配慮は、次の6つの原則に沿って分析され得るであろう、認可の安定、管理の自由、移譲者の側からの支持、プロジェクトの財政的均衡の保障、権利獲得者に対する私法規定の適用、そして係争の仲裁に当たる独立の国際的システムの存在。

#### A. 認可の安定性

認可の安定性としては、先ず第3条により55年間の建造物の運営を保証されている。認可の効力が開始される日付を以って、この期間に入る。この長期間を以って、プロジェクトの経済的収益性を保証して行くのである。この認可は、条約、そして同様に権利委譲者から承認されたイギリスの法案が効力を持ち始める時、実行力を備えて来る。

認可の予定期間は、権利委譲者側からの約束に基づくものである。即ち、第34条によれば、2020年以前に運転を開始する事になる、他の如何なる定時連絡の建設も援助しないというものである。

その上に、権利委譲者は、第38条により一定の状況を除いて認可を中断してはならない事とされている。その該当する状況とは、権利獲得者側の認可に於ける義務に対する、特別な慎重さが欠けている場合、定時連絡路の建設或は運営が中止され、その事により、権利獲得者が失格する（第37条）場合、権利獲得者が税及び料金の支払いに関する認可上規定（第29条）に違反した場合、そして国防上の必要のある場合（第36条）である。権利委譲者側の如何なる約束不履行の場合にも、認可が打ち切られるという事はなく、その際には、権利獲得者へ賠償金が支払われる事となっている。第24及び35条に於いては、別の観点より「例外的状況」に於いては、各当事者はその設置が認可第40条に規定されている所の、仲裁法廷に訴

え、認可契約の解除を求める事が出来るとしている。

結局の所、権利委譲者は、認可の第25条に於いて、明確に規定されている、特別の状況を除いては、例え暫時にでも、権利獲得者による、定時連絡路の建設及び運営を中断するよう働きかける事はないという事になる。

#### B. 管理の自由

各政府は、国内及びEC法体系の枠内に於いて、権利獲得者に対して、自らの方針を決定・実行する自由を与え「トンネルの管理及び経営」には介入しない事になっている。権利獲得者は、認可期間の間は通過業務又付属設備の設置の為、通行料金、使用料金を徴収する権利を認められている（第2条）。

#### C. 委譲者の側からの支持

認可の第2条に「トンネルの構想、財政、建設、運営に対して必要な可能な限りの行動、あらゆる措置を取り」と記されているように、両政府は共に現行の方式を尊重しながらの、交通の充分な流通の為に必要なインフラストラクチャーの実現へ向けて望まれるべきあらゆる準備を取り行うよう努力する事とされている（第2条）。これと似た取り組み方に、1973年11月17日の協定の枠内で、政府が取って来た方針がある。

他の見地から言えば、権利委譲者は、自らの権能の行使に於いて、政府間委員会及び安全委員会が、認可業務の実行を促進する為の適宜の手段を取るようにする事を保証するよう（第27条）定められている。

最終的に、両政府は、ECの法体系の要請に準拠しながら、トンネルとその他のドーバー海峡横断手段との間の財政的平等待遇の原則の適応についての合意に達している。

#### D. プロジェクトの財政的均衡の保証

プロジェクトの財政的均衡を根拠付けている法的保証は、特に権利獲得者の財政的責任の原則及

び、質権者の利益の為に設けられた諸権利の上に根拠を置いている。

権利獲得者は、お互いに権利委譲者に対して認可の条項にある義務及び認可の実行に於いて、各々関連している会社の義務について請け負わねばならない。認可の第5条には、建設の主要工事開始以前の段階で、権利獲得者は、署名国を代表する政府間委員会によって承認を受け、又トンネル建設の為の確固とし、且つ充分な資本と融資を獲得しておく可きであること、そしてその融資が、工事の完成を可能にする所まで達していない時は、工事の遂行を遮断する保護条項が存在する事が銘記されている。他の観点から言えば、貸付契約によって規定された質権者の義務が尊守されない場合、権利獲得者は如何なる補償義務も蒙らず、認可を打ち切ることが出来る。更に、権利獲得者の各々が、2百万ecu（1ecu = 6.90 フラン、1987年3月21日現在）の銀行保障を各々の政府に対して作っておかねばならない。これは、工事の完成で1億ecuの収入があった時点で解消される。その他、第21条に於いては、権利獲得者は、トンネルの利用者或は第三者によって蒙った、建設中或は営業中の全ての事故に対して責任を負う事とされている。更に第22条にはその詳細な記述が付属文書Ⅲに付されている所の権利獲得者に対する、保険義務が規定されている。

又、別の観点から言えば、政府の側からの財政保障がない為、銀行の連合体より成っている質権者が、工事の管理上、経済的困難に遭遇した場合、その融資力の回復の保障の為、一定の特別保証の恩恵を得られるようにする事が望ましかった訳である。この精神に基づき、認可には、質権者の利益の為、安全機構及び代替プロセスの始動の可能性が示されている。

第31条では、権利獲得者は政府の承認に基づいて認可の安定性を保持する為、認可そのもの或はそれに付随する権利を移転することが出来るとしている。付隨する権力・動産及び知的所有権を含む、トンネルの建設及び運用に必要な諸権利の移転である。当該政府からの合意を得るという条件

の許で、この保証の保持者は、フランス或はイギリス内で、場合に応じて各々の結合している国の法律に従ってそれを行使することが出来る。

又、別の観点から言えば、認可の第32条によれば、質権者銀行の利益を図るために代替権が規定されている。これによれば、これらの銀行は、自らの利益を守るために、自らに対して支払われる可き額が全て支払われるまでの間は、責任不履行の場合、自らの管理している組織を権利獲得者の代わりとするよう要求することが出来る。責任不履行のケースは、付属文書IVに例示されており、次のような場合を含む：

一財務契約上の支払い期限までに全額を支払う事の出来ない場合

一権利獲得者の財源不足のため、工事の建設、運用が巻き添えを食ったり、或いわ、借入金の償還期限を延期する必要が出て来る場合

一プロジェクトの放棄、支払い停止、業務整理、他の債権者による質権の行使、及び「類似した事態」

質権者によって、代替権が行使された場合、質権者が管理する所の新しい権利獲得者は、認可に関する全ての義務をこなすのに充分な、技術的、財務的能力があるか否か検査される。

交替した権利獲得者は、最初の権利獲得者が有していた全ての権利及び義務を受け継ぐ。質権者に対して負っている額の全てが償還された後は、認可は交替した権利獲得者より元の権利獲得者へと再移転されることが出来る。

別の観点から言えば、若し「任意の理由により」認可が解除されたが、質権者により管理されている代替組織に対して、代替の役割を受けることが出来ない場合、それが技術的、財政的能力不足である場合を除いて、新しい認可がその組織体に対して提案される、認可の関連で与えられる可動産、不動産上の幾つかの権利をこれら組織体が自由に処分出来る事となる。

その他、ある一定の状況に於いて、質権者に管理されていない組織体に新しい認可が提供される場合、或は質権者に管理されている以外の組織体

が、新しい権利獲得者として認められた場合、質権者は新しい認可によって解除された所の収入を新しい権利獲得者より償還されることが出来る。

最後に、政府自体が認可の実行後、プロジェクトを遂行しようとする場合、質権者に対して支払われる可き額の償還するための合意が質権者との間に交わされねばならない。

#### E. 私法規則の権利獲得者に対する適用

2つの権利獲得会社France – Manche,S.A.及びthe Channel Tunnel Group Limitedは親会社であるEurotunnel S.A.及びEurotunnel P.L.C.と同様に私法上の、株式会社であり会社共通法に委ねられる。

認可の第29条は、適用される課税システムは、国内法及び二重課税を避けるために設定された、仏英間協定に準拠すると銘記している。一方或は、双方の国における税制の修正のために、トンネル建設にとって不利な状況が生まれる場合、当該政府は権利獲得者との間で解決策を検討するものとする。更に、各権利獲得者は、認可の権利を失わないためには、フランス及びイギリス内に於いて、自らの活動の管理及び有効な監督を行うよう努めねばならず、同時に関連及び子会社のそれについても責任を負わねばならない。

第30条には、定時連絡路の構想、財政、建設、運営に直接関連する資本金の移転及び財政上の決定は、それが二国間のものであれ第三国に由来する或は対するものであれ、国内法規により規定された方式に従いながら、又EC法制に準拠した形で承認を受けねばならない。交替レート及び徵収料金は、共通法に則ったものとする。

#### F. 係争仲裁のための特別機構

認可に関して、権利獲得者間あるいは、政府間で起こって来る係争については、仲裁法廷に委ねるものとする。同様に、両権利獲得者の条約解釈及び適用に対しての係争も同様に扱う（第40条）。条約への付帯文書の中に、仲裁が取り行われるべき手続きについて記載されている。

仲裁法廷は、国際法上直接関連する原則の適用を行い、各当事者合意の場合は、公正の原則を以って当たる。更に、訴訟がフランス法あるいはイギリス法に特殊な義務の執行に関してそれらの規則に対して提起されたものである場合に於いては、フランス法及びイギリス法各々の規定を適用し得るものとする。

## II. 調印国によって定められた目標遵守を保証するため

### A. 工事の実行及び管理についての権利獲得者の義務

両国によって決定された技術的、経済的条件下でのプロジェクトの実施を保証するため、認可及びその付属文書は、権利獲得者の義務を銘記している。

組織についての規定について言えば、第18条は権利獲得者はトンネルについての研究活動の調整、建設、運用を行い、政府間委員会への代表となるべき唯一の執行機関を構成すべき事を規定している。

工事が準拠して行くべき技術基準あるいは工事の進展状況については、認可の第2条で定時連絡路の一般的性格が規定され、更に付属文書Ⅰにより明確化、補完されている。又、別の点から第8条には、権利獲得者は工事の30%の限度まで、ECの規則に準拠しながら下請業者に依頼する事が出来る旨が記されている。但し、その際、下請け及び装備の契約の割当てに於いて他の加盟国の市民に対して如何なる差別も行ってはならない。

第10条には、工事の進行状況についての日程が明示されている。これには、建設作業は最大10年の期限をもって修了すべき事とされている。

認可は又同様に、権利獲得者に対して、建造物の運営についての規則も課している。第14条には、権利獲得者は自費でトンネルを良好な状態に維持し、且つ運営し、トンネルの流通の規則性、流動性を可能とするために必要な手段を実施すべき義務を負うべき事が記されている。第12条は、特

に国籍あるいは道程の指向性を根拠としての利用者間の差別待遇を行ってはならない旨を明示している。第17条によれば、権利獲得者は任意に下認可契約を結ぶことが出来るとされている。第19条により、イギリス企業とフランス企業との間の平等配分の原則は、定時連絡路の全ての支出及び収入について適用される。

### B. 権利委譲者の監督権限

例え全く民間的方法により管理されているにせよ、トンネルの建設及び運営は当然のことながら国家の利益を包含している。従った認可は、一連の両政府が直接的あるいは間接的にプロジェクトの進行及び、権利獲得者の決定、工事の管理の在り方が指定された目的と合致するか否か監督する事を保証する事を可能とするための条項が含まれている。

まずもって両政府は、認可に規定された特別の権限を有する。そこには、直接的に国としての責任、及び特に警察、防衛、所有権についての問題が記されている。

かくして、第13条では公共秩序に関連しての警察措置の適用は、国の立法により執行力を与えられた当局によるものとされている。第15条では、権利獲得者は安全管理、税関、警察、入国、衛生・植物学的衛生・道路及び動物衛生的検査、そして防火、救出その他の緊急事態の対応に関しては両政府及び政府間委員会によって規定された全ての義務内容を充足すべきものと規定している。国境管理は、交通の流動性及び迅速さと管理の効率を一致させるよう、両政府によって組織される。別の点について言えば、第23条は、権利獲得者はそのトンネルの安全、防衛についての検討、計画、規定のプロジェクトに対して政府の承認を受け、例外的状況に於いては、トンネルの防衛及び安全という枠内で、両（あるいはその内一方の）政府の求めに応じ、あらゆる個別的措置を取るべき旨が銘記されている。更に認可の期限切れの際には、フランスに於いて、委譲された動産はフランスの所属に帰し、イギリスとの賃貸借契約は終了する

ものとされている。

更に両政府は、共契約者としての資格から直接派生し、且つ条約第10条によって明文化されるところの幾つかの権利を有しており、それによってある種の特別な状況下に於いては、認可を修正、延長、移転、中断する、あるいはその破棄を認められる権限が構成されている。

建設及び建造物の運営の遂行については、各政府が政府間委員会、安全委員会及び独立の工事監督者を介して監督する権限行使する。

条約の第10条には、両政府の名の許に、両者の代表より構成される政府間委員会の設置が規定されている。この委員会は、定時連絡路の建設及び運用についての問題全体をフォローするものである。又、認可によれば、政府間委員会は運営についての規則を承認し（第13条）、そちらの側から

の異議のない場合は、執行され得る草案を検討し、法規、標準、規則を認定し（第7条）、人員に対して適用されるべき法的実行力のある規則を案出し、又権利獲得者に指導を与えるものとされている。

更に条約（第10条）及び認可（第27条）は、安全に関わる全ての問題について政府間委員会を補佐、助言するものとして安全委員会の設置を規定している。

最後に認可の第6条は、建設中の全期間及びトンネルの業務開始までの間、権利獲得者は独立の工事監督者を指名するよう定めている。この監督者は、作業がその一般的性質、建設法その他の規則、あるいは建設契約、日程、適用費用の見積もり等に対して、見合ったものであるか否か確認する責任を負う。

